

131丸のこ盤を起因物とする死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2017	12	9~10	工場内にて、加工材料に溝加工を施す作業中、据え置き型の卓上切断機を使用する際に、機械周りの前後左右の作業範囲、および加工材料の進行方向の障害物の有無の確認をしたうえで、加工材料を両手に持って作業台にセットしたが、加工位置に不安を覚えたため、加工位置に間違いがないか再確認をしようとしたところ、加工材料が回転する刃に接触し、指を裂傷した。	40	8	10503	1~9
2	2017	12	12~13	境内で、伐採した竹を処分するために電動鋸を使用していた。途中で一旦鋸を地面に置いたところ、止まっていた鋸が突然動きだし、右足を靴の上から切られた。	76	8	170209	1~9
3	2017	12	14~15	工場内にて台鋸で木材を加工していた。両手で木材を持って合わせていた鋸が回転しているときに左手を近づけて、左手指を裂傷した。	52	8	30202	1~9
4	2017	12	10~11	駐車場の建設作業中、木材を切断中に誤って電気のかぎりの刃が左手人差し指に接触し、指をほぼ切断した。	32	8	30199	1~9
				当社製材工場で、木材の耳取り等の製材作業に従事していた。両面耳摺機の吸い込み口におが粉や木屑等の細かいゴミが詰まって機械トラブルを起こすことのないように、掃いたり掻き出したりする専用の角材（90cm×4cm×2cm、重さ300gの軽いチップ材）をテーブル上の作業に邪魔にならない場所に置いておくのだが、被災時は、その角材が真っ直ぐでなく、幾分か下				

5	2017	12	17~18	側に反れていたため、突然強風が吹いたとき、その反れた部分が軸となり（300gと軽いこともあり）、回転するようにフラフラとして、斜めに（回転する鋸の刃の方に）ずれて入っていった。慌てて元の位置に置き直そうと、角材を手を持った瞬間、角材が回転する丸鋸の刃に触れて、パーンと勢い良く跳ね上がり、耳摺機のヘッドと角材の間に右手を挟まれ、右手人差し指と中指を負傷した。その際、丸鋸の刃は回転していたが、右手から30cm離れた奥の位置にあったので、手は丸鋸に触れていない。被災後直ちに、現認者（直接見てはいないが近くにいた）が被災者の手袋を外して、負傷した手を水洗いし、ガーゼと包帯を巻く等の応急処置を施した。被災時に指は切断されていなかったが、医師が家族（両親）の承諾を得たうえで、切断手術を行った。	41	7	10401	1~ 9
6	2017	12	11~12	倉庫において、格子部材を製作中、角棒にかき込みを付ける作業で、角ノミによる加工後に取りきれない部分をガイド付ストレートで取り付けたトリマーで取ろうとした。グローブをしたままで作業をした不安全行動の為に、トリマーの刃にグローブが巻き込まれ、左手にケガをした。又、この場合はトリマーを使用するのではなく、ノミでの手加工が選択されるべきであった。	24	7	10409	10 ~ 29
7	2017	11	15~ 16	第一工場1Fバリ切り場で、ディスクグラインダーを両手で持って製品を切断加工中、製品を切り込んだ際にチップソーの刃が撥ねた衝撃でディスクグラインダーが手から離れ、左手の指（人差し指・中指・薬指）を負傷した。	52	8	10909	50 ~ 99
8	2017	11	19~ 20	建具を正寸カットするためのテナーにおいて、作業中のカット屑がホースに吸い込まれていく箇所の途中でカット屑が機械内部で詰まってしまい、カット屑を取り除く為に右手で取り除こうとしたが、詰まっているカット屑の横で回転中の刃物	27	8	10503	100 ~ 299

				が停止しているのを確認せずに手を入れた為、右手親指付け根から手首手前まで裂傷を負った。				
9	2017	11	10～ 11	木材を丸鋸で切っていたところ、丸鋸が跳ね返ってきて左手親指に当たり、指が切れた。	38	6	30309	1～ 9
10	2017	11	15～ 16	本社工場2階にあるケイシャ板（丸鋸刃の付いた加工機）で、長さ850mm程の角材を加工していた際に鋸刃の回転に材料が持って行かれ材料がはねた。材料が急にはねてしまい添えていた左手が鋸刃に触れて、左手の手の平側の指5本を負傷した。	46	8	10503	1～ 9
11	2017	11	13～ 14	当日、当社資材置場において、置いてあったALC板（3m×60cm×10cm）を定位置に整理しようと、同僚と2名で持ち上げたところ、板と板の間に、左小指を挟んでしまい受傷したものである。	56	8	10409	1～ 9
12	2017	11	14～ 15	事業所内の中2階作業場にて、混合機の操作中に、中を確認する為機械を停止させ傾きを直して蓋を開けようとした際、バランスを崩し落下しそうになったので飛び降りたところ、踵に負荷がかかり骨折した。	39	8	11209	1～ 9
13	2017	11	8～9	会社倉庫内で板を切断していた時に、テーブル丸鋸台で板を切り戻す際に、誤って手を出してしまったため、被災した。	68	8	30199	10 ～ 29
14	2017	11	11～ 12	作業場で、送材車から流れてくる板（長さ12尺）を、6尺の長さに切る作業中、誤って丸鋸に手が触れてしまい、右指（第4、5）を負傷した。作業中、手袋は着用していた。	37	8	10401	10 ～ 29
15	2017	10	15～ 16	本社工場内の木取り部署・リップソーの所にて材料を切断していたところ、切ったはずの木材が刃物の回転によってはじき出され、本人の方へ飛んできてしまい、右手甲の人指し指付け根部分を負傷してしまった。	34	6	10501	100 ～ 299
				丸ノコ自動カット設備（1,140×700×980）で、成形品カット				

16	2017	10	20～ 21	作業を実施中（1サイクル毎にスタートスイッチON）1サイクル終了後、設備の横に行き、設備の上部に右腕を掛け、設備の裏側下部の通常では手を入れない切り粉排出口（Φ100）の中に左手を入れてしまった際、右手を掛けていた近くにあるスタートスイッチに触れてしまい刃物が回転し、指先が刃物に触れてしまった。	60	8	11709	30 ～ 49
17	2017	10	10～ 11	丸のこ機械を使用し、長さ60cmの木材に切り込み加工をしている時、あやまって左手親指、人さし指、中指が機械に巻き込まれて、怪我をした。	41	8	10503	1～ 9
18	2017	10	14～ 15	会社工場内で、丸のこを使い、木材を裁断している時に、切れ端を払おうとした際、誤って左手親指が、刃に触れてしまい親指先を切ってしまった。	55	8	10501	1～ 9
19	2017	10	15～ 16	会社事務所1階倉庫にて、木材を電動丸のこで切断作業中、電動丸のこを左手で逆さに抑え右手で垂木を持ち作業を行った。その際、電動丸のこが右手方向へ弾じかれ、右手、第2指、第3指、第4指を切傷してしまった。	22	8	30301	1～ 9
20	2017	10	16～ 17	BOセット用に、ハンドソーでカットしたゲタ材を取ろうとした時、まだ惰性で回転していた鋸の刃に右手の甲が接触し負傷した。	36	8	10401	10 ～ 29
21	2017	9	14～ 15	鉄骨造2階建て住宅新築工事現場で厚さ12mm幅100mm長さ900mmのコンパネを3枚重ねた状態で、電動丸ノコを使って切断中に、電動丸ノコの刃がコンパネにひっかかり、電動丸ノコが手元に戻り、左ふとももを切傷した。	65	8	30202	1～ 9
22	2017	9	11～ 12	丸ノコ昇降盤で10mm杉板を切断していたところ、板がハネてあわてて押さえたところ、左手親指を丸ノコで負傷した。	38	8	10501	1～ 9
23	2017	9	14～ 15	1F付近で農業用ビニールハウス内で使用する竹を電動丸型のこぎりで、切断作業をしていたところ誤って、左手親指を切っしまい負傷した。	63	8	130102	100 ～ 299

24	2017	9	10～ 11	上記日時頃、内装工事作業中の被災、木工事の材料を切っている際電動丸ノコの刃に指があたり、右手の中指と薬指を負傷した。	77	8	30203	1～ 9
25	2017	9	16～ 17	当社木工部に於いて、昇降盤にて端材ベニヤを切断中、ベニヤが丸のこにつまりキックバック（反発）し、被災者の腹部に激突し、負傷した。パネルソー（ベニヤ切断機）で切断していれば、キックバックする事はなかった。	56	4	10409	10 ～ 29
26	2017	9	10～ 11	機械（トリマー）で長さ3650m/m材3000m/mにカットしていたところ、端材を処理するベルトコンベアにカットした材料が引っかかりそれを除去する為、一段下に降りる時足元に気をとられ、右手が廻っている丸鋸に触れ、薬指小指を切断した。	30	8	10401	50 ～ 99
27	2017	8	11～ 12	工場内において、木材を切断中に、誤って指が鋸に触れて、左母指・左示指を怪我した。	22	8	10501	1～ 9
28	2017	8	11～ 12	解体現場にて、壁の下地の木地（床から約1mの高さ）の後ろにあるコンクリート壁と柱の間で、中腰の姿勢で左手で電動丸ノコを持ち、左手に力が入るよう右手で柱を持った状態で、下から上方に向かって切断していた。その際、電動丸ノコがコンクリートの壁か、その上にある木の土台に当たりキックバックを起こし、右肩に向かって飛んで来て当たり負傷した。	38	6	30203	1～ 9
29	2017	8	11～ 12	大作業所において、木製の板（長さ60cm、幅9cm、厚さ3cm）を丸ノコギリ施盤で、くさび型に切断する作業を行っていたところ、切れたくさび型の部分（長さ20cm、幅9cm、厚さ1.5cm）が、作業者の方向に飛んで来て顔面に当たり、唇に裂症を負ってしまったものである。なお、旋盤の保護カバーは、切断する板が大きいため取り外してあった。	74	4	170209	100 ～ 299
30	2017	8	9～ 10	リサイクルセンターで、粗大ゴミの破碎作業中、電動式丸形ノコギリを使用して、木材やプラスチック等を切断するとき、左	52	8	150103	1～ 9

				手親指を切断した。				
31	2017	8	11~ 12	自動車修理工場において、トラック荷台床材となる木材を切断加工中、木材を押さえていた左手の手袋が電動ノコギリ（携帯用丸鋸）の刃に巻き込まれ、左手を電動ノコギリで負傷した。	64	8	11701	1~ 9
32	2017	8	16~ 17	会社構内の作業場にて、プラスチック原料を昇降盤で切断する作業をしていた。原材料を左手で押さえながら作業し、原材料を取り除く際に、昇降盤に材が当たって跳ね返ってきたときに、誤って昇降盤の刃に左手示指・中指・環指が触れてしまい切断した。	64	8	10805	10 ~ 29
33	2017	8	14~ 15	工場内で電動ノコギリでメラミン板を切っている際に、木くずを払おうとして左母指を切ってしまった。	70	8	10409	1~ 9
34	2017	8	18~ 19	本社工場内で機械を横切機でカットする作業中、カット後の端材の除去処理をしようと右手で材料を押え左手で除去する際、誤って足でフットスイッチを踏み安全カバーが下がり、材料との間に手が挟まれ丸鋸が上がって右手親指を切断した。	57	8	10401	50 ~ 99
35	2017	8	9~ 10	作業場にて、ディスクグラインダーを使用して長方形のプラスチックの容器を小さく切断する作業をしていて、作業が終了したので右手でグラインダーを持ち左手でスイッチを切った際に誤まって左手に着用していた軍手が惰性で回っていた刃に接触して、そのまま左手が巻き込まれて親指と人差し指を切って負傷した。	56	8	80209	1~ 9
36	2017	7	14~15	木工所で木材加工中に誤って指を入れ、左手小指以外の4本を第二関節まで切断された。	62	8	10402	10 ~ 29
37	2017	7	5~6	工場内のNC加工機でCLTの成形加工を行っている時、NC加工機のルーター部動作中に機械を停止せずに寸法の確認を行ったために、ルーター軸に追従してきた丸鋸刃（停止中）で右腕を負傷した。	33	8	10401	100 ~ 299

38	2017	7	16~17	改造工事現場で木材を電気丸ノコで縦割切断中木材の反発により、木材を押さえていた左手親指に丸ノコの、接触により親指を切断した。	35	8	30202	1~9
39	2017	7	7~8	昇降盤を使用してコンクリート型枠の切断作業中あばれた型枠合板を押さえようとして誤って手を近づけてしまい軍手をノコギリに巻き込まれてしまったため左手の指3本がノコギリの歯にあたりえぐり取られてしまった。	68	8	30202	1~9
40	2017	7	8~9	丸くするためトリマーを使い刈り込み作業中、トリマーのエンジンを止めずに置き、刈って落ちた葉を整理していたため、トリマーの刃と右手小指が当たってしまい裂傷した事故。	34	7	30309	10~29
41	2017	7	14~15	工場内で材料の切断作業をしている時、卓上電動ノコに材料がくい込まれてしまい、左手の甲部分も少し巻き込まれて負傷してしまった。	44	8	10409	1~9
42	2017	6	9~10	当社作業場内で、注文のあったテーブル補修のため、テーブル式丸のこ盤で、木の面取り（角取り）をする作業で、両手で木を押す作業中に誤って手を滑らせ、左手中指を丸鋸の刃に接触させてしまい負傷した。	42	8	80101	1~9
43	2017	6	14~15	倉庫改修工事現場において、厚さ12mmの下地板を6枚重ね、電動丸鋸（直径195mm）で切断していたところ、通常垂直に丸鋸の刃を入れるところ、斜め上から入れたため節目に当たったのか、板に刃が引っ掛かり制御できず、回転していた刃が右大腿部に接触し、負傷したものである。	57	8	30203	10~29
44	2017	6	17~18	作業所内の昇降盤で材木をカットしている時に左手が滑り、小指・薬指切断、親指裂傷を負った。すぐに救急車を呼び、病院で処置を受け、縫合手術を受けた。	46	8	10501	1~9
			10~	被災者は、擁壁の止め材をサポートで押す為、栈木で杭を作成する作業を行っていた。長さ50~60cmの栈木を斜めに切断し				1~

45	2017	6	11	ようとして、左手で棧木を持って丸のこで切断したところ、丸鋸が滑り、左手人差し指に丸鋸の刃が接触し、左手人差し指を切ってしまった。	36	8	30209	9
46	2017	6	14～ 15	当社加工場にて、ベンチ丸鋸を使用し、古ベニヤを5cm幅に引き割り作業中に、ベニヤカスが刃の隙間に挟まり、電源を切らずに手で取り除こうとした際に、刃に左手人差し指が触れて切ってしまった。	27	8	30209	10 ～ 29
47	2017	6	14～ 15	建築工事現場で電動丸鋸を使用し、野縁（3cm×4cm×360cm）の加工中、高さ1m位の作業台の上で、左手で材料を押さえ、斜めに切ろうとして、誤って左手人差し指の先より第一関節の間1/2位まで切ってしまった。	26	8	30202	1～ 9
48	2017	5	11～ 12	昇降盤で木取中に安全カバーを外していた為、木が引っ掛かった時、木と一緒に手が引き戻されて手が刃物に当たった。	43	8	10409	30 ～ 49
49	2017	5	11～ 12	作業場内の昇降版で細い木材を加工しており、その際に節があったため、木材が戻り、その一部で右手人差し指を負傷した。	36	8	10501	1～ 9
50	2017	5	9～ 10	小学校内体育館東側舞台上にある校務員用作業スペースで、児童が教室で使っている本棚の修理をするために、板材を電動丸ノコ盤で切断していた。切断する板材に対して丸ノコの刃の出具合が大きかった。板材を切り終る際、左手を丸ノコ盤の刃の上を通過させ右の部品の方に持って行こうとした時、刃が大きく出ていたことに意識がなく、誤って電動丸ノコ盤で左手人差し指と中指を切断した。	66	8	120109	30 ～ 49
51	2017	5	14～ 15	廃材を処理する作業をしている時、右手で物を取ろうとして回転している鋸刃に左手甲を持っていった為に逆手になり、左母指部分を切った。	55	8	10805	10 ～ 29
				工場で傾斜盤にて板を縦方向に切る作業をしている時に、切り				

52	2017	5	2~3	<p>           終わったところでローラー部にエアークンプレッサーをかける際、空いた左手でローラーに手を添えようとしたが、刃の回転が完全に止まっておらず、左手薬指が触れて切れた。         </p>	40	8	10409	10 ~ 29
53	2017	5	11~ 12	<p>           当社工場にて昇降盤を使用し、額材4本を製作するための木材2本の引き割り作業中、本来鋸刃を材料の高さの55%程度とし、二度に分けて作業すべきであったにもかかわらず、そのまま引き割りしたため材の振動が発生し、とっさに左手で押さえようとして鋸刃に接触し負傷した。         </p>	34	8	10509	10 ~ 29
54	2017	5	17~ 18	<p>           共同住宅新築工事現場で使う手すりの下地を、自社作業場の高速カッターを使用し刻んでいた時、安全カバーに刃が食い込み、カバーが外れて右手親指に当たり切傷した。         </p>	53	8	30202	1~ 9
55	2017	5	14~ 15	<p>           リフォーム工事において2階床造作作業中、既存床梁の調整のため丸ノコにて割っていた際、突然丸ノコが反発し、その反動で刃が左手中指に当たり、裂傷した。         </p>	66	8	30202	1~ 9
56	2017	4	14~ 15	<p>           場内において、木製パレットの解体作業を電動丸ノコにて木抜を切断中、重機が近くに移動して来たのに驚き、添えていた左手、手袋が触れ巻き込まれ、左手小指球筋を裂傷した。その際、安全カバーを外して作業していた。         </p>	65	8	11702	30 ~ 49
57	2017	4	10~ 11	<p>           キッチン組立後、上部のマク板を加工中に丸のこで左手人差し指第2関節あたりを切傷した。歯がくい込んで、外す時に切ったものである。         </p>	54	8	30203	1~ 9
58	2017	4	14~ 15	<p>           工場2Fのかんな（丸ノコのRカッター）で材料の角を取る作業中、長さ40cm幅6cm程の固いジュラコンを両手で押さえながら先の丸くなったところを削る時に押さええて右手が滑り、回転しているかんな（Rカッター）の刃に親指があたり、右手親指の爪の下辺りまで欠損した。         </p>	51	8	10805	30 ~ 49
			16~	<p>           電気丸ノコで木材（桟木）を縦向き斜めに切断中に、丸ノコの         </p>				1~

59	2017	4	17	刃が木材から後ろへ跳ね返り、木材をささえていた左手親指に接触し、第一関節あたりを切断した。	56	8	30199	9
60	2017	4	13～ 14	パネルソーで木部分の切断作業を行っており、寸法変更のストッパーを自動で動かしていた。（800mmから400mmに変更）ストッパーが可動中のに切断用の治具が邪魔だと判断し、治具を取るために指を入れたところにストッパーが動き、右手薬指を挟まれた。	65	7	10501	30 ～ 49
61	2017	4	11～ 12	資材センターにて材料を丸ノコで切断作業中、台にしてあった木材が倒れ、左手中指に丸ノコが当たり被災した。	45	8	30209	1～ 9
62	2017	4	13～ 14	物入建具工事現場で使用する物入建具製作中、自社作業場で丸のこ昇降盤で木材を切断作業中、木材のふしが飛び右手の中指、薬指に当たり負傷した。	62	4	30302	1～ 9
63	2017	4	11～ 12	工場内の持場作業所で木工の機械可動中、ノコギリ刃に触れて左手小指と人差し指を負傷した。	67	8	10503	1～ 9
64	2017	4	10～ 11	当社木製品加工場において、軸傾斜横切盤（安全カバー付）で木製家具の下地材を加工中、破材を取り除こうとしたところ、回転刃が完全に停止しておらず、回転刃に左人差し指が接触し負傷した。	63	8	10501	30 ～ 49
65	2017	3	9～10	工場内で機械操作中、材料を切断している際に誤って刃物に当たった。	23	8	10501	1～ 9
66	2017	3	18～19	工場内で留加工する際、短い木片の加工のため、右手で木片端をしっかり固定し、慎重に作業する必要があった。加工用丸鋸には、破材飛散防止用防具が付いているが、この作業では木片がとても短い為、鋸歯ギリギリまで手を押してやるには、防具があると手元が見えにくく、防具を外して作業を行った。12本の加工中、最後の1本を加工中に誤って丸鋸と木片を持つ右手中指関節部とが接触し、負傷してしまった。	35	8	10503	1～ 9

67	2017	3	16~17	工場内にて木材加工のカットをしていた時に、端材を取り除こうとしたところ、誤って人差し指を負傷した。	62	8	10509	10 ~ 29
68	2017	3	16~17	事業場作業場に於いて、丸鋸で廃棄用の木材を細かく切断しているとき、丸鋸が木材に引っかかった勢いで跳ね、左手親指に接触し負傷した。	38	8	11209	1~ 9
69	2017	3	14~15	木材加工場にて電動木材切断機を操作中、作動に気づかず誤って右手を挟み、人差し指・中指・薬指を切断した。	46	8	170101	30 ~ 49
70	2017	3	9~10	木製パネルに電動ドリルで穴を空ける作業中、パネル側面から穴を開けようとしたが、節に当たったので、慌てて停止レバーを戻してドリルをパネルから抜こうとした。その際、ドリルの回転が止まっていない状態で抜いたため、ドリル本体が揺れたので落とさないようグリップをつかみ、右手薬指をドリルにぶつけて負傷した。	57	7	170101	10 ~ 29
71	2017	3	9~10	造成工事の現場内、作業スペースで丸のこ（電動ノコギリ）で材木の切断作業をしていた。右膝を地面につき（立膝）で作業中、突然丸のこが自身の方向に跳ね返ってしまい、右足太ももに丸のこがあたりケガを負った。	71	8	30109	10 ~ 29
72	2017	3	11~12	木材切断用機械（昇降盤）で木材加工をしている時、木材の切れ端を不注意にも手で取り除こうとして、手袋がノコギリの歯にあたり、そのまま巻き込まれ負傷した。	66	7	10409	1~ 9
73	2017	3	11~12	改修工事の現場において、側溝の建て込んだ型枠の天端の切断作業中、電動サンダーの木用刃がベニヤの板に食い込んで弾かれ足元に飛び、右足内くるぶしの下を安全靴を通して裂傷し、止血後に救急搬送された。	41	8	30201	1~ 9
74	2017	3	9~10	外壁タイル下地の腐食箇所撤去作業中に、丸鋸の刃に親指が巻き込まれてしまった。	54	8	30202	1~ 9

75	2017	3	11~12	資材置場において型枠の加工をしているとき、高さ80cmの整板台の上で電動ノコギリ（固定）で20cm×20cm×12mmの板を切っていたところ、切り離れた部分が飛んでしまい、その勢いで左手にノコギリが触れてしまい、左手中指を受傷した。	27	8	30201	10 ~ 29
76	2017	3	13~14	電動丸のこでベニヤ板を切断中、左親指の神経と腱を切断した。	22	8	30209	1~ 9
77	2017	2	15~16	本社工場内で、パネルソーで家具部材カットの作業をしている時に、刃物が部材を切断しているにもかかわらず、手を刃物に持って行き、左手の親指を切断してしまった。	60	8	10501	1~ 9
78	2017	2	14~15	昇降板で角材（300×140×400）をカットする作業中、左手親指が刃に接触し、負傷する。	46	8	10509	30 ~ 49
79	2017	2	8~9	工場内で木材をカットする機械を使って木材をカットする作業をしている時に、丸のこ機械が動作している際中であつたが、カットしなければならない木材が上手く機械にセットされなかった為、左手で端部を押さえた際に機械に指先が挟まれそのまま回転する丸のこに左手中指、薬指、小指を切断されてしまった。	54	8	10402	10 ~ 29
80	2017	2	10~11	型枠加工場で、台付丸鋸で塗装合板を切断しようとして、左手中指と小指を裂傷し薬指は骨折をした。雨で滑りやすくなっている塗装合板と濡れたゴム手袋をはめて、さらに丸鋸の安全カバーを外し、さらに補助道具を利用しないで作業したため左手が滑ってしまった。	64	8	30203	10 ~ 29
81	2017	2	10~11	会社加工場において、階段の補助を加工（木材加工）していた。台鋸で細いベニヤを引割していた。ベニヤ1800?最後の根元がずれた。押さえていたベニヤがずれて台鋸の刃に触れて負傷してしまった。	27	8	30309	10 ~ 29

82	2017	2	15~16	作業所前にて、木片を組み合わせた自主製品の材料切り出しの為、丸鋸を使って一人で角材を裁断する作業をしていたところ、右手が丸鋸に巻き込まれ右手人差し指切断、右手中指不完全切断・骨折、右手薬指不完全切断、右手親指裂傷したものである。	49	7	130201	10 ~ 29
83	2017	2	11~12	改装工事において、屋根のほぞを取付作業中、丸ノコの刃を上に向け、刃が部材にうまく当たる様に目視で確認するため、丸ノコのカバーを下に下げる時、手袋が刃に巻きつき左手人差し指を負傷したものである。	57	8	30202	1~ 9
84	2017	2	14~15	当社工場内において、パネルソー（木材板を正寸カットする木工機械）を用いてカット作業中、木材板を固定して押さえる機械部分（クランプ）を作動させようと作動ボタンを押したが、動かなかったため、両手でクランプ部分を掴んで動かそうとしたところ、突然クランプが動き出し、機械とクランプの間に左手中指を挟んでしまい受傷した。	47	7	10501	10 ~ 29
85	2017	2	16~17	工場内において昇降版で木製書架の中木部分を内決め加工中、誤って丸鋸の刃先に指が触れて負傷した。	68	8	10501	1~ 9
86	2017	2	16~17	当社工場内に於いて、昇降版機械を使用して、木製建具加工作業中、木材（40cm×3.3cm×3.0cm）に溝突き加工の試作中に手を滑らせて機械の刃に右手が触れてしまい、負傷した。	36	8	10503	1~ 9
87	2017	1	19~ 20	当社店舗の木材・建材館作業場において、クレープ用のフライパンの柄を新しい柄に変えたいとお客様から相談を受けた。ハンマー用替柄（縦約1cm、横約2.5cm、長さ33cm、木製）を代用することを思い付き、柄を長さ17cmに切断し、柄の先端に切り込みを入れるため電気丸鋸（高さ約22cm、幅約17cm、奥行き約22cm、重さ約3kg）を本来の使用方法とは違う作業台の上に置き、右手で柄を持ち鋸の歯に当てていたところ、柄が弾かれてしまい、弾かれた勢いで右手親指が刃に当たり負傷した。	48	8	80209	50 ~ 99

88	2017	1	5~6	<p>小さめの木材を切断中、切りにくいため丸のこ本体を逆に持ち、上部より切っていたところ、丸のこの刃が弾いて左手の手に当たり裂傷した。</p>	46	8	30199	1~9
89	2017	1	13~14	<p>現場で型枠作業に使う材料の木材を丸ノコで切断中に、刃に木材が巻き込まれて想定外の動きをとり、左手小指から人差し指にかけて切ってしまった。</p>	36	8	30202	1~9
90	2017	1	12~13	<p>作業場において、改装工事現場で使用する木材（垂木5cm角）を卓上丸ノコで加工作業中、木材を両手で押さえて縦に切断していたところ、木材が跳ね上がったため、それを左手で押さえた時に、左手人差し指が丸ノコ刃に接触し負傷した。</p>	47	8	170209	10~29
91	2017	1	11~12	<p>新築工事現場の2F女子トイレにて、トイレブースの組立・設置作業中、トイレブースのパネルを巾300から240にカットしようと、片側は受け材の上に置き、もう片方を子方に持たせて丸鋸でカットしていた。カットの途中で丸鋸を修正して再開したところ、パネルを支えていた左手の位置を直すのを忘れていた為、左手が鋸歯に触れて被災した。当初受け材は2つあったが、別班に受け材を1つ貸し出した。車に予備があったが、この1枚で休憩になるので面倒がり、受け材が不足分を子方にパネルを持たせて作業を行った。鋸歯の出し代を20mmと出し過ぎていた。</p>	61	8	30201	1~9
92	2017	1	16~17	<p>木工作业場において、木製パレット（ブリキ板を載せる台）を作成する際、従来は固定式電動のこぎりで、木の棒の切断を行うところを、棒を組んでパレットに仕上げた後に寸法の間違いに気付き、終業時間も近いことから、作業時間の短縮を図ろうと、作業員の自主判断で、従来の作業では使用しないハンディタイプの電動のこぎりを用いて、組んだ状態のまま寸法調整しようとしたところ、回転刃と木材がうまくかみあわず、反動でのこぎりがはね上がり、左手首を損傷してしまった。</p>	68	4	80109	—

93	2017	1	21～ 22	工場内で材料を切断するパネルソーの刃物を電源を切り、カバーをはずし新しいものに取り換える作業中、誤って刃物に触れ負傷した。	22	8	10509	～ 299
94	2017	1	11～ 12	事業場内の商品加工作業場で、昇降盤で木製の鏡フレームに溝を作る作業中、材料が盤面から浮いて丸ノコの刃に引っかかり、材料を押さえていた左手と共に跳ねた。その時、左手指が丸ノコに接触し、中指、人差し指、薬指を負傷し、救急搬送された。	32	8	80109	～ 29
95	2017	1	16～ 17	昇降盤を使用し、建具材を加工している時に、左手の指2本を切った。	56	8	10503	1～ 9
96	2017	1	10～ 11	マルチカットソーで404材のカット作業を開始した際、機材が光電管の不具合と思われる事象で機械が止まった。作業者はマルチカットソーの裏にある光電管が原因と判断し、その光電管2ヶ所を両手人差し指でセンサー前にかざした所、自動運転が起動し、テーブルが上昇した。同時に左手人差し指も挟まれたまま搬送盤に持ち上げられ、機材が動き出し指を切断した。	54	7	10409	10 ～ 29
97	2017	1	9～ 10	作業室内にて植木鉢用の台を作成するため、電動丸鋸を用いて細い木材を裁断中に木材の節（ふし）に刃がかかった際、キックバックが起きて刃が戻ってしまい、木材を抑えていた手がズレて刃に触れてしまった為、左手中指の指先を1～2cm程度切ってしまった。	74	8	11403	1～ 9
98	2017	1	14～ 15	不要材の分別整理をし、台鋸でベニヤを切断中、ベニヤが挟まり除去しようとして、鋸の歯に右手を巻き込まれ受傷した。	56	8	30209	10 ～ 29
99	2016	12	14～ 15	工場内で長さ2mの板材を結束し、丸鋸盤で両端を切り揃える作業中、丸鋸盤の電源を切らずに丸鋸に挟まった切れ端を取り除こうとして、軍手が丸鋸に巻き込まれ、右手中指を切り負傷した。	17	7	10401	10 ～ 29

100	2016	12	12～ 13	洗面所で床・壁貼り工事をしていた。丸のこを使用する際、手元スイッチが「入」になっていることに気付かず電源を入れたため、機械が動き出し、跳ねて左腕に当たり負傷した。	63	8	30201	10 ～ 29
-----	------	----	-----------	---	----	---	-------	---------------

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html)(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例 \(-2017年\)](#)に戻る。